

## 香川県条例第19号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事務	市町	事務	市町
1～32 略		1～32 略	
33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市	33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。） <u>及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市
(1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問		(1) 法第24条第1項及び第2項 <u>並びに平成18年旧介護保険法第24条第1項及び第2項</u> の規定による命令及び質問	
(2) 法第115条の35第3項の規定による調査		(2) 法第115条の35第3項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第3項の規定による調査	
(3) 法第115条の35第4項の規定による命令（(2)の調査に係るものに限る。）		(3) 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定による命令（(2)の調査に係るものに限る。）	
(4) 法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止		(4) 法第115条の35第6項及び第7項 <u>並びに平成18年旧介護保険法第115条の35第6項及び第7項</u> の規定による指定の取消し及び効力の停止	

34～55 略

備考 略

34～55 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。